

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35% (または - 円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35% (または - 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>- % (または - 円)</u> 手数料負担は とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

【人材紹介手数料について】

- 応募者本人の都合による退職、又は本人の責に基づく理由による解雇によって雇用契約が終了した場合、下記の条件で人材紹介手数料が返還されます(本人氏名、雇用契約終了時期、年取等、返還に必要な情報をご提供いただく必要があります)。

・入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合：人材紹介手数料の50%

なお返還に際しては、雇用契約終了月末締めで求人者が書面による請求を行ない、当該請求に基づき翌月末日までにエッチアイティオーが返還を行ないます。
- 求人者は、エッチアイティオーが応募者を紹介した後1年間は、応募者から他の手段にて再度応募があった場合、エッチアイティオーの紹介による応募を優先して取り扱うものとします。
- 求人者は、応募者について、同一または近似の職種にて既に他の手段により応募があり、エッチアイティオーの紹介として扱わないときは、直ちにその旨をエッチアイティオーに通知するものとします。
- 応募者の内定後に、内定通知書または当社所定の書式等、人材紹介手数料算出に必要な書面をご提供いただきます。

許可番号28-ユ-300659
株式会社エッチアイティオー
神戸市中央区播磨町49番地
神戸旧居留地平和ビル7F 706号